

Title	国際法協会五〇周年記念ブリュッセル総会に出席して
Sub Title	Some comments on the 50th Brussels conference of the International Law Association
Author	中村, 洸(Nakamura, Kō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1963
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.36, No.5 (1963. 5) ,p.48- 66
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19630515-0048

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

国際法協会五〇周年記念

ブリュッセル総会に出席して

中 村 洸

- 一 序にかえて
- 二 空法と宇宙法委員会
- 三 国際連合憲章の委員会——憲章下の自衛権と禁止された兵器の使用
- 四 共存の法的観念の委員会
- 五 七 予 び
- 一 序にかえて

国際法協会 (The International Law Association) が、一八七三年に、その第一回設立総会を開いて以来、国際公法、国際私法及び比較法の分野において、なかならず法典編纂と統一法の形成に果してきた役割は、顕著なものがある。

一九六二年八月一九日から二五日まで、国際法協会は、その五〇周年記念総会を、ベルギー・ルクセンブルグ支部の主催のもとに、

ブリュッセル市の、パレ・デ・コングレにおいて開会した。

国際法協会は、国際公法及び国際私法の研究、解明及びその進歩をはかること、比較法の研究、法律上の紛争の解決のため、ならびに法の統一のため提案を行うこと、国際的理解と親善を促進することを目的としている。協会は、その本部を、ロンドンにおき、世界の三〇有余の諸国に、その支部を設けている。国際法協会日本支部は、協会の定款に従つて、一九五五年、東京に設立された。日本支部は、一九五六年のドブロヴィニツク、一九五八年のニューヨーク、一九六〇年のハンブルグの各総会に、東京から日本支部の会員を派遣し、また一九五七年以来、日本の国際法学の現状を海外に紹介する役をになつた英文年報を発行している。国際法協会日本支部は、来る一九六四年の国際法協会第五一総会を、東京に招致することを決定し、ロンドンの本部との間に、その折衝が進められていた。国際的学術団体としての協会の実状ならびに総会の運営を視察

し、また一九六四年の協会総会を東京に招致する件についての、本部の意向を確認するという、日本支部からの任務をうけて、八月五日、夜、私は、名古屋大学の国際私法担当の山田鎌一教授とともに、東京国際空港を旅立ち、北極経由、ブリュッセルに向かった。現地時間、一六日午後一時五分、ブリュッセル空港に到着、同日午後五時、在ベルギー日本大使館に、国際法協会の会員である、下田武三大使ならびに井川克一参事官を訪ね、到着の挨拶を述べ、また日本支部栗山茂会長からの、東京招致に関する協力要請の件を伝え、六時すぎ大使館を辞去した。

八月一八日、総会の行われる、パレ・デ・コングレで、会議その他の行事の参加のための登録手続をすませ、同日の午後到着の予定されている、近畿大学の小林秀雄教授ならびに慶應義塾大学法学修士の齋藤恵彦氏の連絡を待ち、同日午後五時、ブリュッセル総会に精勤した日本の会員は、ブリュッセルに集まった。総会は、八月一九日午後二時三〇分からの理事会、午後五時からの、シテイ・ホールにおける市長リセプション、ベルギー・ルクセンブルグ支部主催のお茶の会といった、前夜祭的催しがあつた。そして、正式に、総会は、八月二〇日午前一〇時の開会式によつて始められた。

総会の議場にあてられた、パレ・デ・コングレは、ブリュッセル市のほぼ中心、クーデンブルグに建てられた五階建の国際会議専用の近代的な建物で、会議の開かれている間、通貨交換、郵便事務、喫茶軽食その他旅行者にとつて必要な事務一切、パレ・デ・コングレ内で、すませることができるように準備されていた。ベルギー・ル

クセンブルグ両国は、この記念総会を、明らかに光榮ある総会として運営していた。

開会式は、パレ・デ・コングレのアルベール・プレミエール講堂において、ベルギー国王代理・司法大臣臨席のもとに、前開催国であるドイツの、ロルフ・ステドター (Rolf Stöcker) 氏が、議長となり、ベルギー・ルクセンブルグ支部長、アンリ・コシヨ (Henri Cochaux) 氏の歓迎の辞などがあり、ヨーロッパ経済共同体委員会のメンバーである、ジュアン・レイ (M. Jean Rey) 氏の講演が行われた。演題は、ヨーロッパ経済共同体の拡大に関する法的ならびに政治的観念 (Les aspects juridiques et politiques de l'élargissement de la Communauté Economique Européenne) という時局的な課題であつたが、レイ氏は、この講演において、日本の経済発展の問題に言及し、出席していた日本人に、何がしかの感銘を与えたことは事実であつた。

ブリュッセル総会は、八月二〇日午後二時三〇分から、空法と宇宙法委員会 (Air and Space Law Committee) 及び国有化と外国財産の法的観念の委員会 (Nationalization and Foreign Property Committee) の研究報告を、パレ・デ・コングレ内の二つの部屋を使用して同時に開始された。空法と宇宙法委員会の座長は、ソヴェトのトウインキン (Touïnkine) 教授であり、国有化と外国財産の法的観念の委員会の座長は、オランダの J・P・A・フランソワ (François) 教授であつた。いずれも国際連合国際法委員会の委員として、名声高い両教授が、この記念総会のはじめの二つの委員会の座長の席を占めていた

ことは、国際法協会の目的ならびに性質から考えて、極めて印象的なことであつた。

今度の総会で開かれた委員会は、右の二つの委員会のほか、憲章下の自衛権と禁止された兵器の使用 (The Principle of Self Defense under the Charter of the United Nations and the Use of Prohibited Weapons) 委員会、国際商事仲裁 (International Commercial Arbitration) 委員会、共存の法的観念 (Juridical Aspects of Co-existence) 委員会、核エネルギーの平和的使用 (Peaceful Uses of Nuclear Energy) 委員会、国際河川法 (Law of International Rivers) 委員会、国際商標法 (International Trade Marks Law) 委員会、外国判決の執行 (Enforcement of Foreign Judgments) 委員会、国際医事法 (International Medical Law) 委員会、国際通貨法 (International Monetary Law) 委員会、家族関係・養子 (Family Relations: Adoption) 委員会の諸委員会が、一回ないし二回の会同を開いた。総会のプログラムに従つて、同じ日の同時刻に開かれる委員会のうちから、私は、国際公法に係るし、問題が、いくらかでも実質的審議に入ることを予想される課題で、しかも個人的興味よりも近い将来、日本の国際法的立場の宣明を余儀なくされそうな、問題をあつかう委員会を選んで、出席することにした。総会第一日午後の空法と宇宙法委員会及び国有化と外国財産の両課題は、その重要性の度合いを決し兼ねて、結局、山田、高林両教授が、国有化と外国財産の委員会に、私と斎藤君とが、空法と宇宙法委員会に出席して、日本支部への職責を果す形式をとることにした。

この基準に従つて、私の出席した委員会は、空法と宇宙法委員会 (八月二〇日午後二時三〇分からと八月二四日午後二時三〇分からの二回)、憲章下の自衛権の原理と禁止された兵器の使用の委員会 (八月二一日午前九時三〇分からと八月二四日午前九時三〇分からの二回) 及び共存の法的観念の委員会 (八月二二日午前九時三〇分からの一回) であつた。これらの委員会において、報告され審議された課題は、——他の諸委員会であつかつた課題についても多分同じことであるうが——数年前から国際法協会で討議されてきた課題である。……国際法協会は、ブリュッセル総会において、各委員会の所管しているすべての課題を、次期総会に継続して審議するという決議を採択した。そしてまた国際法協会の行政理事会は、一〇月二二日ロンドンの本部において、次期総会の開催地を、正式に東京と決定した。国際法協会五〇周年記念ブリュッセル総会に出席して、と題するこの報告は、これらの事情を考慮して、私の出席した委員会のうち、空法と宇宙法委員会、国際連合憲章下の自衛権と禁止された兵器の使用委員会、共存の法的観念の委員会のあつかつた各課題の、主報告者の要旨ないし問題点ならびにブリュッセル総会の、これらの課題に関する決議の内容を伝えることによつて、東京総会への日本の出席者の便宜に供したためである。

二 空法と宇宙法委員会

国際法協会の空法と宇宙法委員会は、現在、四つの作業グループに分けられている。第一グループは、スペースの法律制度に関する

一般問題 (General Questions on the Legal Regime of Space)、第二グループは、スペース技術と国際機関法(Space Technology and the Law of International Organization)、第三グループは、スペース機器の法的地位 (The Legal Status of Space Vehicles)、第四グループは、スペース機器の操作によつて生じた損害又は損失に対する責任の規則 (Rules of Liability for Injury or Loss caused by the Operation of Space Vehicles) を、それぞれ分担している。ブリュッセル総会で、とくにこの委員会で審議の対象となつたのは、第一作業グループの所管した主題であり、この一般問題との関連において、第二、第四グループの課題が、問題とされていた。

ちなみに、ハンブルグ総会は、空域主権と大気圏外の法的地位について、次のような決議を採択していた。すなわち、

- 一、国際連合総会が、大気圏外の分野に現存している国家的張り合いの拡大をさけるべきである、との希望を表明していること、ならびに国際連合における討議は、より後の段階において、この主題についての国際協定の締結のための一つの基礎として役立つもの、法の原則についての合意の必要性が次第に認められてきていることを、明らかに教えていることに注目し、
- 二、同様な必要性を承認し、ならびにこのような協定の締結のための一つの基礎として役立つもの、若干の原則の公式化が、その最初の課題であることを信じ、
- 三、現在において、公式化されるものもつとも重要な原則は、以下のものであることを考慮し、すなわち、

(a) 大気圏外ならびに天体は、国際連合憲章の諸原則に従つて、全人類の最大の共同利益のための平和的諸目的のためにのみ利用されるべきである。

(b) 大気圏外は、いずれの国の主権又は他の排他的諸権利に從属しないものである。

四、国際協定の締結によつて、諸国は、天体に対する主権又は他の排他的権利の要求をなすことに合意しないことを勧告し、及びこの決議の第三項 a 及び b に述べられた法の原則を確言し、

五、空法委員会に対して、上述の第三項にもとづいて公式化された原則を、及びこの会議において表明された見解を考慮して、大気圏外の下を限界を定める問題、ならびにこれらの原則を確保するための国際的メカニズムを含む、この主題の研究を継続することを要請し、

六、事務局に対して、この会議によつて合意された原則を、国際連合及び他の関係団体に付託することを命ずる、と。

ブリュッセル総会における、空法と宇宙法委員会は、ベネルクス室において、大気圏外の法律制度の一般問題の作業グループの座長である、オランダのゲットヒス (D. Goedhuis) 教授の報告によつて開始された。委員会の全体としての志向点が、大気圏外の法律制度に向けられていたのは、ハンブルグ会期における決議の線に従うとともに、一九六一年ないし六二年における、大気圏外平和利用に関する国際連合の一般的な動きに、即応させたためであろう。ゲットヒス教授の報告は、大気圏外の法律制度一般の公式化に接近する方法

と現実に取りうる問題との連結点において、主題を処理していた点で注目される。のみならず、一九六二年五月二日から六月二〇日にわたつて、ジュネーヴで開かれた国連の大気圏外平和利用委員会の法律小委員会の審議の結果を、わずか二ヵ月後の総会の場において、慎重に評価していたこともまた注目されるべきであろう。国際法学の新しい問題への学問的アプローチのしかたの優れているという意味において、ゲットヒス教授の報告を、やや詳しく紹介することにしよう。

国際連合総会が、一九六一年一月二〇日に、全会一致で採択した大気圏外の法的地位ないし使用に関する決議は、二つの基本原則を設定している。すなわち、

国際連合憲章を含む国際法は、大気圏外に適用されること。大気圏外と天体とは、国際法に従つて、すべての国による開発と利用のために自由であり、国家的領有に従わないこと。

この決議の内容は、協会のハンブルグ決議と合致していることによつて満足すべきであるし、これら二つの原則の承認は、スペース活動の今後の発展に基本的重要性をもっている。しかし、問題は、これらの原則の極端な一般化 (over-generalization) に存在している。

つまり、問題は、国際法のいかなる規則が、大気圏外及び天体に適用されるのか、また、その決議は、大気圏外及び平和的使用という用語によつて何を意味しているのか、にある。この問題の解決方法として、報告者は、まず、大気圏外 (Outer Space) という語の意味、平和的使用 (Peaceful uses) という語の意味、国際連合憲章を含む国

際法の原則の適用性、という順序で、問題点を解明した。

大気圏外という語に関して、国際連合の決議も、ジュネーヴ会議における諸国代表の見解も、一致して、大気圏外という語の定義をさけている。このことは、国家の管轄権を行使する主権的空域と、自由な大気圏外との間の境界劃定の基準の問題に、とりくむことを時機尚早と考へていたからである。今日までのところ、一定の高さにおけるスペース活動が、下位国の管轄権の枠内にあるか、否かの問題について、政府間に公然たる紛議を生じていない。しかし、スペース活動の発展によつて意見の対立が生じない、とは断言しえない。最近五ヵ年間に於ける諸国政府の態度を考慮するに當つて、次の三つのことが指摘されなければならない。

第一に、実行上全会一致の合意が存在している点は、国家は、国際法の一般原則として空域 (air space) に対して主権をもつことである。この一般原則の拘束力は、いずれの条約からも独立のものとして、存在しているということである。

第二に、一般に合意されているのは、空域は、*ab infinitum* に拡大されてはならない、ということである。

第三に、いかなる国家も、用語の自然の意味から結果として生ずる意味以外の他の方法において、国際条約及び国内立法に用いられている空域 (air space) という語を、解釈すると宣言してはいない。つまり、いかなる国家も、その主権を、空域の一部にだけ限定することに合意していないということである。

この第三点について、人工衛星が、大気圏外と空域にまたがつて

飛行するという事実を考慮して、報告者は、その論旨を次のように展開した。

スペース活動について、諸国が、公式の抗議を行っていないという消極的態度は、人工衛星の近接点に、領域的領域が入らないことを認めている訳ではないこと、諸国は、ただ領域上のスペースを通過する人工衛星の通過を黙認し、また便宜上、相互に受認しているだけなのである。この理由によつて、諸国は、実行上、その地表上の領域の上の空域の一部に対してのみ、主権的権利を要求している証拠とみなすことはできない。実定法上、少くとも、その近地点において、外国の領域である空域を通過する人工衛星があるという理論が、認められるとした場合に、なお次の問題を発生する。下位国は、その主権の侵害を理由に、かような衛星に対して、積極的行動をとる権利を有するか否か。あるいは、抗議の不存在という現在の実行が、既に通過の自由という慣習的規則の存在の証拠として、みなされうるか否か。

報告者は、この問題を、通過を黙認している事情との関連において、説明した。通過が認められるためには、通過権の要求が、必要性の考慮に照して、正当化されねばならないこと、そして通過権の行使は、被通過国に対して、有害又は損害を与えないようにしなければならないという、二条件が充足されなければならない。人工衛星の通過権の問題を、報告者は、公海上空の航空権との類推にもとづいて解明した。公海に関する条約は、公海の自由、公海上空の飛行の自由を含むことを認めている。しかし、この原則のもたらす

効果に関して、国際法委員会は、別段の評釈を与えていない。船舶の航行の自由といった場合に、航行の自由が、他国の船舶に対する一国の干渉禁止といった、消極的観念以上に、航行という使用から生ずる、種々の便益を、海洋からひきだす権利を、すべての国家に賦与するという、積極的な自由を意味していることは明らかである。従つて、この自由は、領海を通過し、入港する権利を伴わなければ、無意味なものとなる。一般の見解によれば、沿岸国の主権的権利は、入港する外国船を、とざす目的のために、援用されてはならないものとされている。

更に、条約にもとづく航空においても、この原則と類似の關係がある。公海上の自由な空に達するための措置として、条約は、航空機のための無害航空権を容認する。船舶と航空機との差異を考慮して、航空機にはとくに船舶の海洋航行以上の、特別な安全への配慮を行う必要がある。この原則を、人工衛星に適用する場合には、次の点が考慮されなければならない。軌道にある宇宙機器が、外国の領域的領域を通過するかも知れないという事実は、別としても、大気圏外に達するため、又は大気圏外から地球上に帰着するための、宇宙機器が、他国の主権的権利に従う空域を通過することがありうる、という事実も考えなければならない。

大気圏外と天体とは、その開発のために自由であり、すべての国によつて使用されるという原則を確認した、国際連合の決議は、すべての国が、大気圏外及び天体から便益をひきだす権利をもつことを意味している。従つて、もしある国が、外国の宇宙機器に対して、

大気圏外への途を許さなかつたり、又はその主権的空域を通過しての帰着を許さなかつたならば、国連決議によつて認められた開発と利用のための自由は、妄想にすぎないことになる。

航空機の通過の自由を妨げることと、大気圏外に到達することから宇宙機器のための、通過の自由を妨げることによつてもたらされる結果とを比較すれば、航空に関するかぎり選択的航路によつて、原則として *pleno jure gentium* によつて全体として実行不可能にはならないが、宇宙機器の活動については、選択的ルートの性質と非提供性によつて、ほとんど常に *conditio sine qua non* となる。従つて、スペース機器の、ある国の主権のもとにある空域の通過権は、必要性の考慮ならびに下位国の平和、秩序、又は安全を害しない場合という二つの条件のもとで、合法的ものとされるであろう。しかし、スペース機器の帰着についての調査制度やスペース技術の発展の現段階から、その領域たる空域を通過する外国衛星が、平和的であるか否か、を確実に知ることはできない。問題は、従つて、平和的という語の解釈と外国衛星の性質を、諸国に確かめうる手段についての協定が、宇宙活動の発展にとつて核心的重要性をもつことになる。

報告者は、ここにおいて、大気圏外という語の問題を考えるに當つて、大気圏外という語の解釈に關し實際上生じうる、領域たる空域が大気圏外の利用との関連性を担つていること、そしてそれから生じる通過権の問題をあつかわなければならない、という。しかし、空域と大気圏外との分界について、何らかの基準を示唆することは、

敢てさける立場をとつていた。

ゲットヒス教授は、平和的使用 (*peaceful uses*) という語の意味について、最近二、三年の学説を展望し、この用語のアメリカ学者の見解とソヴェト学者の見解とを対照的に考察した。合衆国の見解によれば、軍縮協定が成立するまで、合衆国は、国連憲章の条件に従つた非侵略的軍事的使用のために、スペースを使用することを合法化される。このような使用は、明らかに現行国際法に合致しているし、その使用が平和的であるということに何らの当惑も感じていない。従つて、合衆国は、偵察用衛星の使用は、平和的使用の枠内にあると、公式にはないが、考えている。たとえば、アメリカの、ジェサップ・タウンフェルドの著作は、もしソヴェトが、大気圏外の軌道に合衆国を視察する能力をもつている偵察用衛星をおいたとしても、反対する基礎はないと説明していた。しかし、最近のある見解は、偵察用衛星が、その国家的安全に対して脅威であると信じた国は、科学的になしうべき機能のある範囲内において、スペース機器の不作用 (*malfunctioning*)、又は破壊をもたらす自由をもつとも説明されている。とにかく、一九六二年のジュネーブ会議まで、アメリカは、この問題について明確な態度を、正式に表明していない。

この合衆国の立場に対して、ソヴェトの一連の学説は、偵察用衛星は、国際法の基本原則の侵害とみなされるべきであり、たとえば、アメリカのサモス衛星 (衛星及びミサイル偵察制度) の発射は、ソヴェト空域の侵略的侵入と同じカテゴリーに属すると主張している。この立場は、ジュネーブ会議において、ソヴェトのトウインキン教

授によつて、宇宙のスパイ活動が、大気圏外の征服という人類の目的に一致していないために、法律小委員会は、その違法性を再確認すべきである、と主張され、同じ立場は、東欧諸国の代表によつても支持されていた。

合衆国代表は、かようなソヴェトの主張に対して、国際法は、大気圏外からの偵察について禁止を課していないし、それは平和的であるし、地球上の又はスペースにおける他の諸活動に干渉している訳ではない、と反論した。タイロス衛星は、気象観測という公共的役務を行つていたし、ヴォストーク二号によつて行われた地球上の観察も、敢て違法性の対象とされる性質のものではないという趣旨を明らかにした。イギリスをはじめとする他の西欧諸国の代表も、領域外ないしスペース機器からの偵察が、国際法に違反しないという趣旨において、合衆国の見解を支持した。

ゲットヒス教授の報告が、ブリュッセル総会のわずか一、二ヵ月前に行われた大気圏外法律小委員会の討議を、整理し、分析していたこと、そしてまた偵察衛星が、当然に国家の主権的権利の行使されている空域を通過することがありうるという理論を、導入して、偵察用衛星の法的評価の問題に、考察を進めたことは、特筆するべきであらう。

空 (space) におけるスパイ (spy) は、国際違法行為と考えられるのか。平時におけるスパイが、国際法違反であるか否か、の問題について学説は岐れている。外国の主権的空域を通過する航空機による偵察が、国際不法行為であるか否か、の問題について、意見がどの

ようなものであらうと、航空機による偵察行為は、それによつて主権が侵害された国による積極的行動を、正当化できる国家の空域の侵犯という有害行為である。航空機による偵察行為は、有害な行為であるとはいへ、侵略行為 (aggressive act) ではない。報告者は、法的にいつて、航空機による偵察と、衛星による偵察との間には、差異はないという。両者の間のただ一つの差異は、その技術的差異のために、航空機の侵入に対して認められる国家の積極的行動と衛星の侵入に対して認められる国家の積極的行動との種類の点に関連していることにある、と指摘した。

一九六〇年の、R・B・四七アメリカ軍用航空機の撃墜事件に関し、その発生地点が、公海であつたか、また領海であつたか、の事実関係について、兩國 (米・ソ) の主張は一致していなかつたが、安全保障理事会の討議は、公空すなわち公海上空における外国航空機の撃墜は、たとえ国家の領域に接近して飛行し、スパイ行為に従事していた場合においてさえ、国際法に違反するという多数の意見の一致していたことを示していた。この点から、報告者は、ジュネーヴ会議において、何故に大気圏外からの偵察に従事する衛星について、この問題を考えなかつたのか、と問うていた。

空域と大気圏外とは、それ自体として分界をもたなければならぬが、すべて實際上の目的にとつて、空域と大気圏外とは、その活動において、継続的かつ不可分なものとなつている。もし、この考へ方に立脚するならば、空域を通過する外国偵察衛星に対して、下位国は積極的行動をとることを認められるし、また空域上の大気圏

外において動く偵察衛星に対して、下位国に同じ権利を認めない、という理由は存在しない。従つて、問題は、空域と大氣圏外の分界ということよりも、むしろ偵察衛星の活動が、大氣圏外の平和的使用のうちに入るかどうかの点にある。そして、その点について、東西兩陣營の見解の対立のあることを認めなければならない。

國際法協會は、大氣圏外のある軍事的使用が、平和の維持に役立つか否か、の問題についての判断を宣言する資格をもつてゐる機関ではない。しかし、國際法協會は、実定國際法によつて認められた、平和的という用語の意義を明確にするだけでなく、不明瞭な使用に警告を与える義務のもとにあることも明らかである。ここにおいて、報告者は、平和的目的ということが、防衛的であろうと、犯罪的であろうと、一般的に軍事的目的は、平和的目的ではない、という正しい前提に発している、國際原子力機関協定と南極条約の例を考慮しなければならない、という。

大氣圏外の自由を、諸国が享受するということは、空域及び大氣圏外の妨害のない通過を、基本的なものとしている。そのために、妨害のない通過は、下位国の平和、安全を害しないような、どのような種類の活動が、認められるべきか、という協定を前提としなければならぬ。ジュネーヴ會議は、このような協定に達するのに、いかに困難であるか、またいかなる範圍で、それが軍縮問題に関係しているかも示していた。東西兩陣營の安全保障のための制度化が、達成されていない現状において、國際法協會は、國際連合に対して、宇宙活動の法的觀念の審議を任ぜよとする國際連合の委員会と、

その軍事的局面の審議を任務とする委員会との共同研究のために必要な措置をとることを勧告したい、と報告者は提案した。この提案は、結局、ジュネーヴの法律小委員会が、この問題の政治的性質のために、法律小委員会の枠外にあると、多くの代表が考えたことによつて、若干の緊急な法律問題が審議されなくなるといふ事態を妨げる必要がある、ために他ならない。

大氣圏外の法的地位、とくに空域と大氣圏外の分界の問題について、報告者は、同じ作業グループのクーパーやチェン兩教授の見解を無視してゐた訳ではない。大氣圏外の下境界を確定する國際協定を、できるだけ早く採択する努力はなされなければならない。しかし今の段階において、その基準を立てることは時機尚早であるといふのが、報告者の意見であつた。

事実の点から考えても、たとえはアメリカカのグレン中佐の衛星は、場合によつては、メキシコの空域を通過する可能性を含んでゐた。下位国が、抗議をしなかつた、ないし黙示的承認を与へてゐるといふことの意味、そしてどのような種類の宇宙活動が、認められるべきか、の問題の解決こそ重要である。ジュネーヴ會議は、このことを示していたし、たとえ分界線の問題が解決したとしても、なお使用面からの規制の問題は残されることになる。このような見解によつて、報告者は、大氣圏外と空域との分界についての諸學說に立入ることなく、空域に対する主権が認められるかぎりにおいて、スペース活動は、主権の原理を、絶対的なものから相対的なものへと、一層再構成することになることは、確かであると説明してゐた。

グットヒス教授は、国連決議一七二一(XVII)の、国際連合憲章を含む国際法の原則が、大気圏外及び天体に適用される、という意味に関連して、一九六二年三月二〇日、ニューヨークにおける、大気圏外の平和利用委員会におけるインドの見解について論評した。まず、地球における軍事的概念は、大気圏外ないし天体に適用されてはならない、というインドの見解は、土地、海、空域又は大気圏外のいずれからであろうと、国家の安全に対する危険、つまり安全に対する脅威のあるかぎり、自衛権を承認している国際連合憲章は、適用される、という意味において正当ではない。また、国家主権は、大気圏外のいずれの部分に対しても、阻止されるというインドの見解は、大気圏外の軌道を飛行する衛星は、その国の主権のもとにある、という意味において妥当ではない、と論評した。ジュネーブ会議は、この点に関して、結局、宇宙法典を作成することが、尙早であるという点で、大方の意見は一致していた。しかし、ソヴェトを含む若干の代表は、偵察衛星の違法性を含む、宇宙開発に関する基本的宣言の必要性を強調していた。

グットヒス教授は、このように、国連会議の場における諸国の見解を吟味したうえで、国連決議が、大気圏外は、今や公海と類似の国際的地位をもつことを明らかにした。そして、公海に関する法の大気圏外への類推適用において、まず考えられなければならないのは、大気圏外について、その性質自体として (qualitate qua)、海の物理的固有性にもとづく法は、適用されないということである。従つて、水平的接続性 (horizontal contiguity) と天頂的接続性 (vertical

contiguity) との間の、基本的差異にもとづく考慮が、その軍事的性質の活動に関して、決定的役割を果している、ということである。国際連合の決議から結論されることは、第一に、大気圏外の開発と使用の自由は、平和と安全が脅かされる活動を含まないこと、第二に、スペースにおける活動は、スペース機器やその乗組員に対して有している主権的権利を含む、他国の主権的権利を尊重して実現されなければならないこと、である、と報告者は結論する。

なお空法と宇宙法委員会においては、宇宙技術と国際機関法の問題について、第二作業グループを代表して、リブソン (Lipson) 教授から、ならびに宇宙機器の操作によつて生ずる損害又は損失に対する責任の問題について、第四作業グループを代表して、ベレゾウスキー (Berezowski) 教授から、それぞれハンブルグ会期以後の作業活動の報告の要旨が、説明された。

第二作業グループは、主として、(一)通信衛星制度、とくに国際電気通信連合 (ITU) との関係、(二)気象観測ならびに天気予報と世界気象機関 (WMO) との関係、(三)搭乗飛行の制度に伴う、機器及び搭乗員の救助に関する国際協力の諸問題について、検討したこと、及びその結果が、リブソン教授によつて報告された。

第四作業グループは、宇宙機器によつて生ずる損害又は損失に対する責任原則を確立するため、一七項目にわたる質問に対する作業グループの法律的答案を示した。一七項目にわたる項目のうちには、国際私法の解決に関する若干の問題が含まれている。

空法と宇宙法委員会の報告は、少くとも全体として、今度の総会

では、第一作業グループの報告が、その中核をなしていたように思われる。この問題が、ブリュッセル総会において、ゲットヒス教授の報告を中心に審議されたことは、次の決議に示されるであろう。

国際法協会は、

一、大気圏外の開発及び使用についての協定に向う、国際連合において行われた進歩について、ならびにとくに第一六国際連合総会の一九六一年一月二〇日の決議に、満足を以て注目し、

二、大気圏外の開発及び使用に関する国際法の問題の一層の研究の必要を認め、

三、理事会が、宇宙法委員会と呼ばれるべき新たな委員会を設置すべきこと、ならびにこの委員会は、次にかかげる義務を負うべきものとすることを、勧告する。

A 大気圏外の開発と使用に関する国際法の原則の研究

B 協会の諸支部及び宇宙法の分野における専門家に対して、A項に説明された原則についての見解を、書面の形において、一九六三年九月一日以前に、委員会の座長に表明することを要請すること。

C 大気圏外の問題に関する、政府間機関、非政府間機関及び国際連合の専門機関と協力し、できうればその見解をうることを。

四、この決議を実現するために、理事会に対し、現在の空法と宇宙法委員会は、宇宙法委員会と空法委員会とが、かかる協力が必要又は望ましい場合には、相互に協力することを指示される、という了解のもとに、空法委員会に変更されるべきことを勧告する、と。

私見では、空法委員会と宇宙法委員会とに分けた理由は、とくに

政治的意味合いを含むものではなく、専ら問題処理の運営上の問題にすぎない、と判断される。ちなみに、この委員会でもつとも活発な動きを見せていたのは、ロンドン大学のチェン博士であつたことを最後に附記しておく。

三 国際連合憲章の委員会——憲章下の

自衛権と禁止された兵器の使用

国際法協会の国際連合憲章の委員会は、国際委員会と国別委員会とから構成されている。国際委員会は、現在のところ、国際連合軍、自衛及び禁止された兵器の使用、国際司法裁判所、国際連合事務総長の変更的役割の四つの小委員会に分かれている。ブリュッセル総会においてあつかわれた、国際連合憲章委員会の課題は、自衛及び禁止された兵器の使用の問題であつた。憲章委員会は、ベグ(V. Bog) 裁判官を座長として、ロンドン大学の、シュヴァルツェンベルガー(Schwarzenborger) 教授を、主報告者として行われた。禁止された兵器の使用の問題が、国際法協会できとりあげられたのは、次のようなニューヨーク会期の討議の基礎にもついている。すなわち、

国際連合憲章は、自衛及び集団的自衛の行使において、ならびに憲章第七章に規定された事情において、軍事的攻撃に対する兵力の使用を認めている。従つて、問題は、戦争に訴える権利(*ius ad bellum*)を要求することのできる交戦者は、このような措置の対象に対して、戦争法規(*ius in bello*)の適用において、区別する権能が

あるか否か、について発生する。つまり、毒物、毒ガス又は核兵器のような、ある種の兵器の使用が、戦争法規又は条約によつて、絶對的に、あるいは、ある事情のもとで、禁止されているとすれば、最初から、又は、少くとも復仇の方法によつて、侵略者に対してこのような兵器を使用することは、許されるか。

この問題の提起が、政治的意味合いを担うであろうことは、報告者自ら認めていたし、それだけに報告者は、この問題を正面からとり上げる意義を認めていた。ちなみに主報告者シュヴァルツェンベルガー教授は、国際法学の方法論において、伝統的な見解とされる立場からかなり離れた問題意識のもとに、国際法と国際政治との交錯現象を、機能的に把えるユニークな立場を示している学者である。

現在の対立した大國の兵器庫にある、核、化学、生物学的な兵器の使用が、自衛又は集團的自衛において許容されるか、否か。Lox Jaha からも、また Lox Jachanda からも検討してみる必要がある。

この問題提起に対して、シュヴァルツェンベルガー教授は、法創設過程、違法戦争の法律効果、文民の保護と全面戦争への傾向、及び、生物学的、化学的、核、兵器の合法性を論理的に追究し、おおむね一九六一年一月七日の国際法協会英國支部の採択した決議の線を解明した。ブリュッセル総会の委員会において、主として問題とされたのは、戦闘員と文民との区別の基準、生物学的、化学的、核兵器の使用は合法か否か、更に復仇の手段としてこれらの兵器の使用は、許されるべきか否か、の諸点であつた。

報告者は、戦闘員と非戦闘員との区別の伝統的基準が、第二次大

戰の実行によつて變化したことを、まず指摘する。すなわち、伝統的基準とされてきた、軍需物資の軍事的作用あるいは生産に係する者は、軍の構成員であるか文民であるかに関係なく、交戰の客体としてあつかわれること、また現実の交戰区域ないし軍事目標地区にある人は、その人の軍事的地位ないし文民的の地位に係なく、交戰の客体に含まれること、これらのことは、軍事的機能ないし軍事目標という地域的基準が、兵器の無差別的性質に比例して、減少していることを示している。従つて、実際に今後の、全面的空戰、ミサイル戰において、敵の意圖的攻撃対象にならないことのできる人員は、軍需物資の軍事作用又は生産に無関係であるか、あるいは交戰区域ないし軍事目標地区から、充分に遠い人だけに限られるという、一応の結論を導き出している。

次いで、生物学的、化学的ならびに核兵器の合法性の問題について、第二次大戦における無差別空爆の増大という現象と國際軍事裁判所が、この害敵方法そのものの犯罪性の判断をされたことが、これらの兵器の使用をその無差別性に求めて、違法性を論証することはできないという見解を表明した。もとより、報告者は、陸戰の法規例に関するハーグ条約及び一九二五年の窒息性、毒性又はその他のガス及び細菌学的戦争方法を戦争に使用することを禁止する議定書に言及し、國際慣習法上の禁止された害敵手段を、生物学的、化学的ならびに核兵器の場合に類推して考察した。その結果、主報告者は、生物学的、化学的又は核兵器の使用が、爆発又は熱の発生による以外に、健康に危険を生ぜしめ、または生命を破壊する範圍

において、これらの兵器の使用は、毒ならびに毒性兵器の使用の禁止と同じ枠内にある。そして、これらの規則は、国際慣習法の規則であり、それゆえに、国際法のすべての主体を拘束しているし、これらの規則は、一九二五年の前記の議定書の宣言的規定によつて、一層強化されている。

報告者は、生物学的、化学的又は核兵器をこの範囲において禁止された害敵手段と考え、更にこの手段が復仇の手段として用いられる場合を考察した。禁止された害敵手段は、復仇を行う交戦者の権利に従う。但し復仇は、文明の基準という最小限の要請を、明らかに超えてはならないし、また逆らつてもいけない。結局、最後まで残される問題は、文明の基準を超える復仇を、生物学的、化学的又は核兵器の使用によつて行う場合との関連において、いずれの側が正しい戦争権を行使しているか、無差別空爆を戦争法は禁止しているのか、更に生物学的、化学的又は核兵器の使用が、大量破壊よりもむしろ毒性兵器の使用禁止の国際法との非両性に求められてよいか、合理的な復仇の基準を一体どこに求められるか、などの点に残されていた。結局、ブリュッセル総会における、国際連合憲章委員会の処理した事項に関する決議は、閉会に際して、次のような形で採択された。

国際法協会の第五〇会議は、

国際連合憲章委員会によつて行われた労作ならびに国際連合憲章にもとづく自衛の問題及び禁止された兵器の使用に関する委員会による報告に、感謝を以て銘記し、

シュヴァルツェンベルガー博士が、種々の他の重要な職務のために、この委員会の報告者として継続することが困難であると考へたことは、非常に残念であるが、彼の九年にわたるその職務の間、彼の秀れたかつ感銘深い労作に対して、賞讃の意を表し、

委員会の報告に含まれた結論を考慮し、

現在の事態が、核時代における世界平和と文明の維持のための最小限の諸要請と均合つた方法において、国際法と制度との強烈な発展を求めていることを、確信し、

諸国に対して、国際法のもとで禁止されている兵器の製造、所有、実験又は使用を、早期に放棄するための効果的な計画に合意することを求め、

諸国は、国際的諸問題の解決のために、兵力に訴え、又はかかる兵器にたよるといふ考えさえも消失せしめるまでに、相互理解を達成し、かつ国際平和の実効的な機構を促進することに積極的な諸措置をとることを、さらに切望して、

国際連合憲章の委員会に対して、国際連合の枠内において、上記の諸目的の達成を容易にする方法ならびに手段を研究することを要請する、と。

国際連合憲章委員会が、来る総会においていかなるアイテムをとりあげるかは、決定していない。少くとも国連憲章にもとづく自衛の原理と禁止された兵器の使用に関する問題の主報告者は、交代することは確実である。委員会においても、全体会議においても、一人の老婦人会員が、いかなる理由であろうと生物学的、化学的、核、

兵器の使用に反対しつづけていたのは、印象的であつた。

四 共存の法的觀念の委員會

共存の法的觀念の委員會は、ベルギー・ルクセンブルグ支部長、アンリ・ロシエール (Henri Cochaux) 氏を座長として開かれた。

既に、協會は、一九五六年のドブロヴィニツク総会において、バルトシエ (M. Bartos) 教授が、国家間の積極的平和的共存の法的面という課題で、この問題の討議を提案して以来、一九五八年、一九六〇年の両会期において、平和的共存ないし共存 (Coexistence) の概念、ならびにその法典化の問題を継続審議している。この問題は、一九五七年の國際連合總會における、ソヴェト提案によつて、國際連合の場、とくにその第六委員會において、毎年論議されている。協會のハンブルグ総会は、共存の法的觀念の委員會に對して、次のような決議を採択していた。すなわち、

共存の法的觀念についての委員會のレポートを審議してきた國際法協會第四九総会は、

委員會に對して、委員會の将来の活動のうちには共存の綜合的定義 (definition synthétique) のための継続的探究ならびにその問題の詳細なビブリオグラフィを編集することを勧告し、

委員會に對して、とくに次の諸問題を調査することを示唆する。

- (a) 軍縮の法的觀念
- (b) 平和的共存の原則の法典化

委員會に對して、委員會は、その裁量において、軍縮を実施する

ための制限及び条件を検討する場合、とくに専門家の協力を求める権能を与える。

委員會に對して、協會の次期總會までに、研究された問題についての一般報告書を提出することを要請する、と。

この決議に從つて、委員會は、六月二八・九日の兩日会合を開き、その結果をブリュッセル總會において報告した。報告者は、ユーゴスラヴィアのラドジョヴィス (Radjovic) 教授であつた。

ラドジョヴィス教授は、委員會において、共存についての二つの定義が審理されたことを明らかにした。一つの定義は、平和共存は厳格な形において、諸國が、その活動ならびにその相互關係が、國際連合の枠内においてもまたその枠外においても、憲章の目的、原則及び諸規定に從うことを確認しあう義務、ならびに國際法の他の諸規定は、組織化された社會に對して、なかんずくすべての紛争の平和的解決と共同利益による場合を除き、武力の使用を禁止していることを確認しあう義務に存在するという定義である。いま一つは、より抽象的であるが、平和共存は、諸國がより友好的になるために、諸國が、平和のうちに協力し、かつ共同利益による以外には武力を使用しない義務に存在するという定義であることが述べられた。

これら二つの定義の間に、若干の差異と疑問を生ずることは、共存の法的觀念をより具体的な場において理解して、はじめて認識されるにすぎないように思われる。委員會の見解として、總會が要請しているより綜合的な定義は、このような内容を予定している訳で

はなかつたし、報告者もまた定義の研究は、平和共存を構成している諸原則の法典化ないし特定の国際問題の解決に關してとらえた諸原則を明確化することによつて行われるべきであることを説明した。報告者は、更に一九六一年の国連総会第六委員会の決議一六八六の線にそい、平和共存の意味を、「國際連合憲章に從う諸國の友好關係と協力とに關する國際法の諸原則」と表現したことに關連して、委員会の名称を、國際連合への諮問的地位を確保するために修正する提案を行つていた。

平和共存の法的觀念は、傳統的國際法学の体系のうちにとくに位置づけられているわけではなかつたし、またその内容が、主権の尊重、独立の尊重、内政不干渉などを基軸として組まれようとしている觀念だけに、西欧陣營と共產陣營との間に、かなりの論議がかわされることになつた。

単に國際法協會の場合ばかりではなく、他の國際會議の場においても、あらゆる機会をとらえて平和共存の原則を國際法に導入しようとしているのは、ソヴェトを始めとする一連の共產主義諸國である。この意味において、ソヴェトの平和共存の觀念を一応みておく必要がある。ソヴェトは、ブリュッセル総会のためにソヴェト國際法協會の平和共存委員会によつて書かれた一つのレポートおよび軍縮に關する一つのレポートを用意していた。平和共存のレポートによりながら、ソ連圏の學者は、次のように説明した。

二つの社会経済体制に属する諸國の間に存在する矛盾にもかかわらず、現代諸國の平和共存の容易さを強調し、過去において、「戦

争と平和の法」があつたのであるが、今日は、「平和と平和共存の法」となつた。侵略戦争は違法とされ、もはや戦争の権利は存在しない。しかし各國は、平和への権利を有している。これが、現在の國際法の枠内における平和共存原則の主たる内容である。平和共存は、現代國際法の普遍的に認められた原則である。と。このような平和共存についてのソヴェトの觀念を、西欧側は、闘争の休戦状態ないし政治的策略の表現として理解する。

ソヴェトのいう共存の觀念には、次の諸原則が含まれている。すなわち、「國際紛争を解決する手段としての戦争の放棄ならびに交渉による紛争の解決」、「諸國間の平等、相互的理解ならびに信義」、「他の諸利益の考慮」、「国内事項への不干渉」、「人民自身による人民の國のすべての問題を解決するすべての人民の権利の承認」、「すべての國の主権ならびに領土的統合の尊重」、「完全な平等及び相互的利益の基礎にもとづく経済的ならびに文化的協力の促進」である。これらの諸原則の根底をなしている原則が、平和共存の原則であり、現代一般國際法のすぐれて一般化された原則を構成している。と、ソヴェトの學者は説明した。

確かに、主権の尊重や平等、国内事項への不干渉などの原則は、傳統的國際法の枠内においても基本的原則であることについて異論はない筈である。しかし、これらの基本原則の上級概念として平和共存を理解する場合には、西欧の傳統的觀念に何か異質なものを加える傾向を帯びることになる。たとえばソヴェトの學者は、国内事項に対する不干渉を平和共存との關係において、次のように説明す

る。世界は、社会的に対立した制度に岐れているために外国の国内事項への干渉を妨げることがとくに重要である。各国における社会制度は、その国の人民の国内事項である。各国は、その自由意思によつて独立の国家性に対する権利をもち、また社会制度を設定し、政府形態を定める権利を有する、と。この説明から、もし社会制度の対立を平和共存の原則によつて止揚しようとする場合に、社会制度の尊重を、国内事項として平和共存のために援用する国は、常に有利な地位に立ち、他国は、平和共存のためにある種の犠牲を強いられることになる可能性があることである。

更にソヴェトの立場において、諸国は国家間に生じた紛争を平和的手段に訴えることによつて解決すべきことを、強調するのであるが、その解決手段は、直接交渉、仲介、調停、国際仲裁の当事国による選択に委されるべきであるとしている。現代国際法において強制仲裁の普遍の原則は存在しない。従つて平和共存の法典のうちに国際司法裁判所の義務的解決約款を入れることに反対する。つまり、この点においてソヴェト国際法における特有な主権概念が、共存の名のもとに維持される結果になつている。

ブリュッセル総会において、主としてハーバート大学を中心としたアメリカの学者は、アメリカ支部の研究内容を報告した。一九六一年一月六日、フルシチョフソヴェト首相によつて宣言されたよう
な、「平和共存は、国際場裡における帝国主義に対するプロレタリアートの強い経済的、政治的かつイデオロギー的闘争の一形式である」という考案に、協力よりもむしろ力のための闘争であることを

示唆し、しかもプロレタリアートが、侵略的資本主義者と対決している様相を示すことに対しては強く反対した。そして協会の委員会に対して、平和共存よりも友好関係及び協力という話のもとに国連総会の線にそつて考えるべきことを主張した。そしてまたこの問題の法典化のしかたは、法典よりも国際人権宣言のような形において行うべきであると示唆した。そして共存の問題の最初にとりあげられるべき課題は、諸国の国連憲章遵守の義務の問題であることを強調し、同時に交渉によつて解決されない場合の国際紛争は、国際法に従つて行われる決定のために、国際司法裁判所のような国際裁判所に付託すべきことを義務づけるべきであると提案した。

平和共存の問題についての委員会の発言と動きは、かなり活発であつた。ソヴェトの見解に立ちながらも主報告者ラドジョヴィス教授（ニューゴスラヴィア）の報告や、西欧の見解に立ちながらも、マックウィニイ（McWhinney）教授（カナダ）の報告は、その政治的立場は別として、平和共存の問題を国際法学的に追究した、優れた報告であつた。

結局、平和共存の問題について、委員会と総会は、共存の法的観念の委員会を、諸国間の友好関係ならびに協力に関する国際法の諸問題の委員会“the Committee on the questions of International Law concerning friendly relations and cooperation among States”と改称することを決議し、

同時に、総会は、委員会に対して次のことを要請する決議を採択した。

共存委員会の報告書、報告者、アメリカ支部及びソヴェト支部の報告書、委員会のメンバーであるカムバッタ氏(イギリス)、マックウィニイ教授(カナダ)の報告書を討議してきた一九六二年八月ブリュッセルに開催された国際法協会第五〇総会は、

委員会に対し、その将来の研究の過程において、もし必要ならば、共存の総合的定義を起草し、ならびにいずれの場合においても、その問題について詳細なビブリオグラフィを次の国際法協会総会に提示することを委ねる。

委員会に対し、前述のリポートが、以前に送られている国家の支部と協議して、平和共存の諸原則又は法的規則のリストを準備することを委ねる。

委員会に対し、平和共存の諸問題そしてとくに軍縮の問題(もし必要ならば専門家の助けを借り)ならびに次にかかげる特殊の諸問題の調査の継続を委ねる。

(a) 現行国際法規則の平和的変更のための仕組

(b) 共通国際法及びすべての国家を拘束する法の一般原則の存在ならびに国内法に対する国際法の関係

(c) 新しい国家の独立性をうるにいたる法効果

(d) 国家の領域を、他国に権利侵害を与える使用に対する、ならびに他国に対して既に行われた有害行為の場合における賠償に対する国家責任

(e) 侵略

(f) 不干渉の原則の内容

(g) 紛争の平和的解決

国際法協会の事務長に対し、国際連合事務総長に、国際連合総会がその一七会期(一九六二)の暫定議題に国際連合憲章に従う諸国の友好関係ならびに協力に関する国際法の原則の調査という問題が、おかれることを決定した時、すなわち適当な時にいつでも、上記の諸文書を送達することを要請する、と。

確かに国際法協会は、平和共存の問題の法典化に関して、現在のところもつとも進んだ審議を重ねている。それだけに、協会の討議の成果が、国際連合における第六委員会ないし国際法委員会へ、何らかの示唆を与えることもありうるであろう。しかし、平和共存の法典化において、もつとも重要なことは、政治、社会、経済体制を異にする体制の相互的尊重が、国際法上の義務に転化される場合において、究極的には西欧に伝統的とされてきた国際法が、社会体制を異にした諸国には、共存を理由として適用されないという抗弁を認める結果になりはしないか、ということである。平和共存の法典化の現段階において、西欧の国際法観から、この疑念をとりさることはまだできていないように思われる。

五 五 五

国際法協会五〇周年ブリュッセル総会に出席して、と題して、私は、以上、主として国際公法に関係した委員会の報告を、正式なりポートによつたものではないが、出席し入手しえたかぎりの資料をもととして、まとめてみた。各委員会を、同じ視角から捉えなかつ

たのは、わが国における研究段階に即応して、問題追究へのグラデエニートをつけたためである。空法と宇宙法委員会における偵察用衛星の問題を、ゲットヒス教授の報告を中心にかなり詳細に追つたのは、この分野におけるわが国の直接の研究が、現在見当らないためである。また国際連合憲章下の自衛権と禁止された兵器の使用の問題を、簡略したのは、次の総会で主報告者が交代すること、シュヴァルツェンベルガー教授の、核兵器の合法性と題するモノグラフイーが、既にわが国において、山手教授によつて紹介されていること、ならびに次期総会の課題として選ばれるか否か、現在未定であることによつてゐる。そして平和共存の法的觀念の問題を、主報告を中心とすることなく、ソヴェトの立場と西欧の立場とを対立させて略説したのは、平和共存についての両陣營の考え方を理解することが、先決と考えたからである。これら三つの委員会のいずれもが、第二次大戦後の新しい国際現象に即応した、国際法を考察し、協会総会の場において、主報告者がいずれもかなり高度の研究成果を披瀝したことは、極めて意義深いものであつた。

ブリュッセル総会は、結果的には一つの法典案も採択しなかつた。国際立法又は国際法の法典化は、安易に行われてはならないし、また問題を極端に一般化することは、現実の問題の解決にどれだけ貢献するか分らないといつた、正しい法典化への思慮が、その作業過程のうちにとり入れられていた。ブリュッセル総会は、この意味において、当面している国際法の課題の法典化への歩みを、極端な一般化をさけることによつて、着実に進めたといえるであらう。今ま

で必ずしも関心をもつに至らなかつた課題に、この総会への出席を契機に、私個人の研究視野を広げたことは、私にとつて一つの収穫であつたといえよう。各委員会の午前ないし午後の研究報告討議にあてられる時間は、二時間半ないし三時間で、使用語は、英語又はフランス語であつた。私の出席した委員会では、参加者も多かつたためか、討議より研究報告に重点がおかれていた。学会報告に関するより詳細な検討は、ロンドンの本部からやがて送付されてくる公式のレポートを待つて、東京総会にそなえて更に行わなければならぬであらう。

国際法協会は、国際的理解と親善を促進することを、また一つの目的としている。そのような目的を達成する趣旨において、八月二一日午後は、アントワープへのバス旅行の日程がくまれていたし、アントワープの観光後、国際海事委員会の会同として、海事委員会副会長、シリル・ミラー氏の、船主責任の制限問題の現状という報告が行われ、オスターリッチハウスでのリセプションの用意がされていた。八月二二日、夕には、国家教育ならびに文化大臣の主催による古代美術館の訪問と、ヨーロッパ経済共同体委員会ならびにヨーロッパ原子力委員会によるリセプションの用意がなされていた。八月二三日は、ルクセンブルグへ旅行して、午前には、ルクセンブルグ比較法国際部の会同があり、バスル大学、エルンスト・ヴォルフ教授のカルテルならびにモノポールに対する立法、という報告を聞き、ルクセンブルグ政府招待昼食会、そして午後、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体、司法裁判所、議会の共同主催によつて、アルベール

ル・ウエーレール氏の、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体条約における超国家性の原則、シャルル・レオン・アメーヌ氏の、国家法の分野における共同体の法との衝突点についての考察、という二つの学術報告を聞き、夜は、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体当局によるリセプションの用意がされていた。八月二四日、夜は、ベルギー・ルクセンブルグ支部によるパンケが用意されていた。これらすべての集まりを通じて、遠来の日本支部の会員に対して、事務局職員やヨーロッパの学者や弁護士たちが、極めて親切な態度で接待していたことは、参加した会員の一致して感銘したところであつた。

この報告を終るに当つて、ブリュッセル総会への派遣を決定した、国際法協会日本支部の関係各位、ブリュッセル滞在中、日本からの出席者一同に対して示された、公的、私的御好意に対して、在ベルギー日本国大使館各位、にそれぞれ心からの御礼を、紙面をかりて申しあげたいと思う。ある夜、ホテルの窓から眺めたブリュッセルの夜景に分子の結合を象徴するアトミウム (Atomium) の照明が、きらきらと輝いているのに気づいたのは、ブリュッセル到着後一週間を過ぎ、帰国を三日後にひかえた日のことであつた。